

振込規定

株式会社 富山第一銀行

1. 適用範囲

振込依頼書又は当行所定の現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取り扱います。

2. 振込の依頼

(1)振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。

①振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。

②振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。

③当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2)ATMによる振込の依頼は、次により取り扱います。

①ATMは当行所定の取扱時間内に利用することができます。

②1回及び1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。

③ATMの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。

④当行はATMに入力された事項を依頼内容とします。

(3)前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備またはATMへの誤入力があったとしても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4)振込の依頼にあたっては、当行所定の方法により、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

3. 振込契約の成立

(1)振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2)ATMによる場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3)前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込金受付書、ご利用明細票等(以下「振込金受取書等」といいます。)のいずれかを交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. 振込通知の発信

(1)振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あて、依頼日当日に振込通知を発信します。

(2)前項にかかわらず、当行所定の当日振込通知発信時間終了後等に振込の依頼を受け付けた場合には次により振込通知を発信します。

①当行所定の当日振込通知発信時間終了後に振込の依頼を受け付けた場合又は当行所定の取扱時間外にATMによる振込の依頼を受け付けた場合は、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

②当行所定の当日振込通知発信時間終了間際に振込の依頼を受け付けた場合又は振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合は、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

5. 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

6. 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名及び振込金額を変更する場合には、第7条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、振込金受取書等とともに振替の場合は通帳を添えて提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取り扱いについて、提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いした場合には、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

7. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次により取り扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、振込金受取書等とともに、振替の場合は通帳を添えて提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
 - ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取り扱い及び組戻しされた振込資金の返却については、提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いした場合には、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号又は振込資金等を払い出した振替口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力又は電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。

(3)組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。

(4)この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

10. 災害等による免責

(1)次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

①災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき。

③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

11. 譲渡・質入れの禁止

振込金受取書等及びこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

12. 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取り扱います。

13. 規定の変更等

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2020.4